

第55回議会運営委員会記録

令和3年1月29日

【開催日】 令和3年1月29日（金）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時57分

【出席委員】

委員長	長谷川 知 司	副委員長	伊 場 勇
委員	河 野 朋 子	委員	高 松 秀 樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小 野 泰	副議長	矢 田 松 夫
議員	岡 山 明	議員	水 津 治
議員	藤 岡 修 美	議員	宮 本 政 志
議員	山 田 伸 幸		

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

事務局長	尾 山 邦 彦	事務局次長	石 田 隆
主査兼庶務調査係長	島 津 克 則	議事係長	中 村 潤之介
議事係書記	原 田 尚 枝		

【付議事項】

- 1 山陽小野田市議会基本条例の検証について・・・資料1
- 2 モニター意見について・・・資料2
- 3 継続審査と自由討議の在り方について
- 4 委員外議員の出席について
- 5 会派についての見直しについてのお願いについて・・・資料3
- 6 要望書（緊急事態宣言（準宣言）要望と時短営業協力金確保）・・・資料4
- 7 その他

長谷川知司委員長 皆さんおはようございます。ただいまから第55回議会運営委員会を開催します。本日の付議事項は書いてあるとおりです。1番、山陽小野田市議会基本条例の検証について。資料1がありますので見てください。これは危機管理について、岡山議員から提案があったものをどのように基本条例の中に取り込んでいくかです。これについて事務局から説明をお願いします。

石田議会事務局次長 それでは、資料の1です。まず、上には原案、岡山議員から御提示のあった案を載せております。そしてその下、括弧で修正案と記載しておりますが、こういう案を御提示させていただきました。条文の内容から説明させていただきます。原案では、危機管理体制の整備に努めると規定をされておりますが、この体制の整備に努めるより一歩進めた形で修正案の条文では、「影響を最小限にとどめるとともに、被害の迅速な回復を図るように努める」という対応まで規定しております。そしてこの内容に変えることから、見出しの「危機管理」ですが、「危機対応」という表現のほうが合っているという考えで「危機対応」ということにしております。ちょっと修正案の条文を読み上げますと、危機対応、第31条「議会は、災害等緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは」としてありますが、これを、ちょっとこの場で修正させていただきたいんですが、「おそれが高いときは」という形でいきたいということで、「おそれが高いときは、危機対応組織を設置して、その影響を最小限にとどめるとともに、被害の迅速な回復を図るように努めます。」ということで、その下米印ですが、第31条にこの危機対応の条文を入れまして、それ以降の条文を1条ずつ繰り下げると。この第31条を第30条の次に加えるということです。今読み上げました修正案の条文の危機対応組織を設置してということで、この危機対応組織としては、要綱で市議会災害情報連絡会議を設置して、市の本部会議が設置されたときに対応しているということ、また、今年

度はコロナの対応のために、新型コロナウイルスの感染症対策特別委員会を設置して対応してきたということが、現状、実例であると考えております。それから、次に原案の第2項を入れていない理由というのが、議会を維持するということ自体は当然の内容であるということで、あえて議会基本条例の中に入れる必要はないかということで入れておりません。次にこの条文を加える場所ですが、原案では、第2章「議会及び議員の活動原則」に第2条の2として加える案でしたが、第2章は、議会、議員の一般的な活動原則が定められております。一方、今回、第8章に入れようという案ですが、第8章は議会事務局等の体制整備ということで、議会の個別の体制整備を規定しております。そして危機対応の条文は、議会、議員の一般的な活動原則というよりは個別の分野の内容の規定となりますので、危機対応の条文も第8章に加えるほうがよろしいかと思ひまして、第8章に加える形で案を作っております。そしてこの条文は第8章の最初に加えるべき条文と考えまして、先ほど申しましたように第31条以下を1条ずつ繰り下げて、この条文を第30条の次に第31条として加えます。あわせて、第8章の名称「議会事務局等の体制整備」という章の名称を、この章に含まれる条文が増えましたので、「議会事務局等の」を削りまして、「体制整備」とする案としております。危機管理の条文についての説明の以上です。よろしく申し上げます。

長谷川知司委員長 事務局から説明がありました。これにつきましては、今まで私たちが協議した意味をきちんと酌み取られて、このような形が望ましいんじゃないかということで事務局から提案があったわけですが、皆様から意見があればお聞きします。

藤岡修美議員 災害等緊急事態が発生し、又は発生するおそれが高いときとありますが、又は以下は予測ですか。おそれが高いときを加えた意図はなんですか。

石田議会事務局次長 緊急事態が発生したときはもちろんですが、その発生す

るおそれが、先ほども言葉で訂正させていただきましたが、おそれが高いとき、実際に市の対策本部も、現実的に市内に被害が発生する前に対策本部を設置するなど、危機的な状況の可能性が高いときには、それに備えて対応をしていこうという意図でこのようにしております。

岡山明議員 発生のおそれが高いときという表現がありますが、何をもってその発生の可能性があるのかと。もう一つ、災害の緊急事態に対してこの山陽小野田市議会災害情報連絡会議設置要綱という部分でも、当然災害対策本部が設置されたときに、対策本部と連携を取って活動を進めると、きちんと要綱の中に入っているんです。そういう意味では、対策本部の中で、災害の発生するおそれがあるという表現の中で、両方とも適用されるかどうか。発生のおそれが高い状況の中で、災害対策本部が設置されるかどうか。その辺がどうかと疑問を持っているんです。当然、市が対策本部の設置の条件の下で、議会として連絡会議の設置という要綱が活用されるという状況になっているから、こちらの条例の中で先に発生するおそれがある、そしてそれを適用するというのはちょっと対策本部の設置以降でないと、先行し過ぎと言ったらおかしいんですけど、ちょっと先走っているように見受けられるんです。対策本部の設置以降の段取りでも考えられるかどうか、それにちょっと疑問を感じています。その辺はどうですかね。

尾山議会事務局長 今、「おそれが高い」というふうに修正させていただきましたけど、これは法律で新型コロナウイルスの特措法にそういう表現があって、高いと申し上げました。ほかの法律では、「おそれが著しい」という表現の条文もあります。いろいろある中で、高いというのがちょっと物差しとして間口が広いようであれば、例えば「著しい」という表現に変えることによって、より焦点が当たりやすいとも思います。そのように変えることも可能ですし、実際の運用として、やはり災害については市の対策本部が立ち上がっていない段階で、市議会が先に何らかの組織を立ち上げるというのは、執行部と比べて情報収集能力もなかなか

持ち合わせておりません。そういったところから、やはり現実としては、災害対策本部が立ち上がった後に設置するかどうかの判断をするんじゃないかなとは思っております。

長谷川知司委員長 ちょっと待ってくださいね。岡山議員、今のように市の災害対策本部も災害が起きる前から設置する場合がありますということですので、その理解はいいですかね。

岡山明議員 発生のおそれが高いという状況になると、当然その前に、もう災害対策本部が設置されているという条件の下で運営されるということではないですか。

尾山議会事務局長 そのようにしなければ、また運営が難しいと思います。

山田伸幸議員 修正案の第31条の条文案で「災害等」となっているんですが、これは、先ほど言われたような感染症も含むということであれば、これは語句の説明で事足りるのかもしれませんが、その規定か何かが必要ではないかなと思うんですが、いかがですかね。

尾山議会事務局長 今は災害については市議会の災害情報連絡会議が要綱であるけれども、ほかのものについてもそういったものが必要ではないかということでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）この「等」については、現在であれば新型コロナも含まれると思いますし、北朝鮮のミサイルがよく飛んでいた頃には、武力攻撃事態何とか法というのがあって、国民保護計画ができて、市も作っておるんです。その中にやはり山陽小野田市国民保護対策本部を設置するというようなものもありますので、そういったケースもここには含まれるのかなと思います。それはいろいろあるでしょうから、今後執行部でどういう計画などを作っておられるかを見て、必要に応じて定めていきたいと思います。

山田伸幸議員 通常こういう条例なんかのときには、何々についてはこういうふうに規定するというのが、どっかの条文にありますよね。

尾山議会事務局長 今回の御質問ですけども、例えば条例があったら条例施行規則があって、条例で定めていないこととか、どのように運用していくかとか、その手続とか、そういう詳細の部分を定めた規則を作りますが、そのような規則委任の規定がないのはどうしてかということでしょうか。

山田伸幸議員 語句の説明の条文がないですよ、この議会基本条例には。ありましたか。

長谷川知司委員長 逐条解説のことですか。

石田議会事務局次長 条例そのものに例えば定義というような項目で、例えばこの言葉、これはこういうものであるとか、そういう意味合いですか。
(「はい」と呼ぶ者あり)

長谷川知司委員長 それは、あったほうがいいんですか。

山田伸幸議員 災害等というのが、どこまでを含むかというのは、どこかに規定が必要ではないかなと思って、言っているんです。

石田議会事務局次長 この災害等緊急事態という内容については、幅広いということも考えられますし、いろいろケース・バイ・ケースの面があるかと思えますので、ちょっとこの条例そのものに入れるのは、どうかなという気がします。

山田伸幸議員 ということは、災害等緊急事態とありますので、この緊急事態というのが、そういったものを含む、いろいろ考えておくべきだということよろしいのでしょうか。

石田議会事務局次長 はい、そのように考えております。

岡山明議員 今回、第8章において変更するという話ですよ。私は、第2条の議員の在り方みたいなところに入れるつもりでした。危機管理の中で、議会は、市民の生命、身体、財産を守るために執行機関と連携し、危機管理を整備するという状況の中で、ついでにと言ったらおかしいんですけど、その後に議会の機能も的確に進めなさい、最終的にはBCPを進めようと言いたかったんです。そういう意味で、今回、事務局が出された部分は、あくまでも体制整備、基本的な考え方が危機対応という表現となっていますが、危機管理の中にやっぱり市民の生命を守るという議会としての基本的な部分で、事業継続の基本方針というか、その部分で、市民の生命・身体の保護を最優先するという形もしっかり見受けられる文書にしてほしいなと思って今回の原案を作ったんです。そういう意味で今回は体制整備ということで、市民の皆さんの生命、命という言葉って必要不可欠な言葉になってくるんじゃないかと思っているんですけど、それはないと。ただ、あくまでも議会の体制を整えるだけになっている。その辺はちょっと、基本的な部分の危機管理、議会を守るけど、当然その根本になる市民を守ることが入っていないので、私はおかしいと思っているんです。今回の修正案には、そういう部分がちょっと欠けていて、個人的には、市民のそういう危機管理も含めたような表現にしてほしいと希望しているんです。

長谷川知司委員長 岡山議員が言われたのは、確かにそれは皆さん納得の上であります。ただ、岡山議員の提案の文章から読み解いていくと、やはり危機管理体制の整備に努めるということを明記すべきじゃないかということで、「体制整備」を第8章にしたわけです。岡山議員が言われるように、市民の財産、生命、安全を守るというのは当然のことという理解の中で、そのための体制整備をしないといけないから、体制整備なら第8章にするのが自然じゃないかということになったわけなんです。これ

について、ほかの委員からの意見もお聞きできればと思います。

河野朋子委員 確認ですけど、前回こういった原案の提案があって、それを見てみんなで少し協議した中で、最終的に委員長と副委員長と事務局に預けるといふことで、前回の会議は終わったと思うんですよ。ですから、これは単なる事務局からの提案というようないちよつと誤解を受けるような流れになっていたんですけど、そうではないと思います。委員会の中で、委員長と副委員長と事務局を交えた中でもう1回練り直して、新たな修正案として出してほしいといふことで、あのとき私たちが一致して終わったと思うので、その辺を少しちよつと整理してほしいです。今の流れでは、何か事務局が一方的に提案したようになっているので、そこをちよつと委員長として整理してほしいです。もう1回確認といふか、それでいいですよ。むしろ委員長から説明していただいたほうがよかったかもしれません。（発言する者あり）

長谷川知司委員長 岡山議員、ちよつと待ってください。河野委員が言われたように確かに私から説明するのが一番良かったかもしれませんが、事務局に説明してもらいました。最初に説明がなかったんですが、これはあくまでも事務局提案じゃなくて、私と副委員長、それから事務局と話した中で、出した結論が皆様のお手元にある資料です。決して皆様方が話し合われたことをないがしろにしているとは思いません。

岡山明議員 そういう理解もありますが、原案とちよつと違い過ぎると思っています。今回、皆さんで検討されて、委員長、副委員長、事務局と話し合われたと言われたんですが、私のときは原案に対していろんな質問があったので、今回も同じような形で、修正案に対しての疑問といったらおかしいけど、そういう形で進めていただきたい。これをそのまま賛同するのはちよつといかがなものかなと思っています。そういう部分で、修正案に対する異議申立てじゃないけど、ちよつとこういう形に変えてほしいとか、そういう趣旨の下で話していきたい。一方的にじゃなくて、

もう一度、検討する余地があってもいいんじゃないかと。ここに、ぼんと出されて、もう皆さんの了承でこれは進めますというのは、ちょっとおかしいと。皆さんの理解の下で修正し、それとともにまた修正案の修正をしても、何らおかしくないと思っております。

長谷川知司委員長 それを妨げるつもりはありません。ですから、今皆様に意見をお聞きしているわけです。

宮本政志議員 事務局の説明でちょっと確認です。市の災害対策本部が設置されないと第31条に掲げてある議会としての危機対応組織は設置できませんという説明のように受け止めたんですけど、そこはどうなんですか。

尾山議会事務局長 できないとは申し上げておりません。現実の対応として、やはり災害対策本部ができてから設置したほうが、情報収集をできますから、議会だけ先に立ち上げて収集することは、日頃の業務としてそういったことを全くしておらず不得手ですから、そしてまた執行部と一緒にやっていかないと、なかなか実効性もない。そういったことから、現実的には、市の本部が立ち上がってから、議会も設置するという流れになると思います。

宮本政志議員 そうすると、例えばこの緊急事態そのものに対して、市がこれは緊急事態に相当しないから災害対策本部は設置しませんと判断したとします。ところが議会としたら、いろいろ市民の方からいろんな情報とか要望があって、これは緊急事態でしょうと、議会としては緊急事態と認めて、危機対応組織を設置するべきじゃないかというような議論がもし出たときに、この第31条の条文そのものだけを受け止めれば、別段市の災害対策本部の設置は全く関与していないんで、当然議会の判断で危機対応組織が設置できますよと解釈できますよね。その辺りで混乱しませんか。委員長、副委員長でもいいんですけど、教えてください。

長谷川知司委員長 宮本議員が言われたとおりだと思います。あくまでも議会は議会で設置できます。ただ、それが生き目いくかどうかで、そこまで突っ込んで話をしたんですが、実際に議会だけで設置したときにどのような活動ができるかということを考えて、事務局でもちょっとアドバイスされたと思うんです。

山田伸幸議員 この条文の関係になるかどうか分かりませんが、2009年、2010年と立て続けに厚狭川水害があったときに、2010年の水害の後、議会独自に特別委員会を作って、いろんな調査を進めてまいりました。そのときにはもう既に災害が収まった後で、対策本部は後の残務整理的なことがあった中で、議会が独自に聞き取り調査をし、議会の中で委員会を何度も開催して、要望をまとめて、市に、是非臨時議会を設けて予算化をとということで要望したことがあるんです。ですから、決してあのときは対策本部と連動ということではなかったと思います。そういうことがありましたので、一言申しておきます。

岡山明議員 災害情報連絡会議設置要綱に書かれている第2条第1項で、対策本部が設置されたときは災害情報連絡会議を設置することができるという表現なんですね。対策本部が立ち上がらない限りは、設置要綱に照らし合わない状況ですよ。そうすると今の話とちょっとかみ合わんと思うんです。あくまでも災害対策本部の設置の下で、議会の連絡会議が設置されるという状況だから、話がちょっと違うなと思うんですけど。

山田伸幸議員 今の岡山議員の意見なんですけど、別に連絡会議だけではないんです、議会としては。特別委員会でもできるので、それは別に今の言われたことと符合するんじゃないかなと思いますよ。だから、議会が重要視すれば特別委員会を設ければいいだけの話ですから。

岡山明議員 いや、言われることはよく分かるんですけど、私が言っている災害情報連絡会議というのは、情報の共有は、議長は災害情報連絡会議を

設置したときは議員に通知するという表現も出ているので、議長の下で情報網があつて、議会に反映、通知する形になると。あくまでも、災害対策本部からの情報を得なければ、連携が取れないのではないかと。議会だけで会議を設置してもなかなか難しいと。そういう意味で、ちょっと連携がやっぱり難しいと思うんです。

長谷川知司委員長 岡山議員が言われたのは、あくまでも連絡会議との連携が言われたんですが、連絡会議設置というのは、通常はそれでいいと思うんですけど、山田議員が言われましたように、それ以外の場合もあるということで、対応できるということです。必ずしも原則どおりにいかないといけないということはないと思います。（「修正案について」と呼ぶ者あり）

長谷川知司委員長 修正案について、ちょっと意見を聞きます。

河野朋子委員 修正案についての意見です。第8章にこれを移動されましたが、前は議会の活動原則でしたか、そこに入れるという案でいくと、ちょっと矛盾もあつたりすっきりしなかつたりしたんです。しかし、第8章に入れ込むことで、むしろすっきりするのかなという印象を持っていますので、この提案については、賛成です。

長谷川知司委員長 ほかの方から意見はありますか。

宮本政志議員 私も同じです。第8章に入れるということで別に問題ないと思いますし、この修正案のままでいいと思います。

水津治議員 私も第8章で、そして危機管理が危機対応ということで、体制整備の中で対応という文言になっており、ふさわしいかと思います。

長谷川知司委員長 岡山議員の案は、ちょっとまだ修正の修正ということで考

えたいということですが、今日じゃなくて後日の会議で提案か何かされますか。

岡山明議員 修正の修正ということで、皆さんに了承を得られればそれでいいと思います。個人的には、市民の生命など、原案のまま入れてほしいなという希望がありますが、皆さんが今のこの修正案でいいとなれば、私はそれで問題ありません。個人的には、「市民の」という言葉が欲しいなということです。

宮本政志議員 それは、修正案に対してはもう修正せずにこのままでいいという意見なのか、あるいは修正案に対して修正を出されるのか。ちょっとよく分からなかったんですけど。

長谷川知司委員長 岡山議員が言われたのは、第31条の修正案の中に市民の財産、生命、安全ということを入れてほしいなという気持ちだと思います。（発言する者あり）いや、出したいけど皆さんがこの修正案でよければ、もうそれでいいですということと言われたと思うんです。

宮本政志議員 だから、もう修正案に対する修正案を出しませんというのか、修正案に対してまた修正案を出しますよというのか。それをはっきりしてもらわんと議論できないですよ。よく分かりません。

岡山明議員 先ほどお話ししたとおり、皆さんで前回ずっと協議したと。原案部分の協議をされた状況の中で、いろいろちょっと問題もあると。言葉尻もおかしいという状況の中で、修正案を議長、副議長、事務局と話をされ、最善の形になっているということですから、そこはある程度妥協はしないとイケないと思っています。皆さんが、これでいいですとなれば、私はそういう方向でいきます。もし、市民のという言葉が入れられるという話が出れば、一行でもちょっと入れてほしい。そういう言葉があったかどうかという話が出れば、入れてほしいと。それがなければ、

そのままがいいと。

宮本政志議員 それなら、岡山議員から、第31条のこの部分に市民のという文言を入れたらどうですかということ具体的に言ってもらわないと、ただ市民のという言葉を入れようか入れまいかだけで話をされても、今は3人、河野委員と私と水津議員はもう第8章に入れるという案、このままがいいと思いますと言っていますし、高松委員も異議はないようですから。岡山議員から具体的に案を言ってもらわんと進みませんよ。

長谷川知司委員長 様々な意見がありますが、一応岡山議員もこれで皆さんが納得するならいいということでもあります。それで岡山議員以外で、ほかにこれを訂正しないといけないということがありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようですので、この修正案を認めるということによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）岡山議員、ではそういうことです。では、次に行きましょう。追加資料ですね。1枚紙で出ていると思います。第34条です。ちょっと確認しますが、現在第34条は、「議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において2年ごとに検証します。」とあります。これを、「議会は、一般選挙を経た任期開始日から起算して2年経過したときは、速やかに議会運営委員会において、この条例の目的が達成されているかどうかについて検証します。」と修正した案を皆様にお諮りします。

伊場勇副委員長 この修正案を出した理由を少し述べさせていただきたいと思います。そもそもこの基本条例はよくできているなど、検証するに至ってすごく感じるころです。検証、いわゆるチェック作業の時期として、やはり分かりやすく明記する必要があるんじゃないかと考えます。その理由として、一般選挙を経て任期開始後、2年経過した時点で、委員会の委員のまず編成があるということです。例えば今期のように、任期開始して1年9か月ぐらいが経った時点がちょうど2年の検証時期に当たったわけです。残りの任期では検証がなかなか難しいんじゃないかとい

うことで、ずれ込んで新しい再編された議運に託されました。そこで、コロナウイルス等、いろいろな状況がありまして、結局、今、今期初めての検証が行われているという状況です。また、第3項には、検証について示されております。今期のように新人だけの研修ではなくて、議員全体で研究し学ぶ必要があると思いますし、また任期の初めに基本条例について、研究、学びをし、議員活動に励んで、そのチェックを2年経過した時点で行うことで、任期の中で基本条例に対してのスケジュールがはっきりして、合理的でいいのではないかと考えております。この条例を改正するに当たって、2年ごとというのが、言い方を変えれば4年に一度となりますが、これは議会改革の後退ではなくて、この条例を基にして、議会活動を有意義なものにしていくために、この改正が必要であると考えております。

長谷川知司委員長　今この修正案を出した説明も副委員長から行いました。事務局から補足はありますか。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）皆様方にお諮りいたします。この修正について意見をお聞きします。

山田伸幸議員　これだと、議会運営委員会若しくはそれにまた今回のような一部の人を交えてという考え方になると思うんです。私が以前言ったのは、基本条例はより多くの方が携わって見直すことによって、更に深められていくということなんです。それをしようと思うと、任期中に2回は是非必要だということを前回言いましたので、この点については、ちょっと盛り込まれていないと言わざるを得ないかなと思います

長谷川知司委員長　山田議員が言われましたように、2回ということであれば、先ほど副委員長も申しましたように、任期2年で委員会の編成がありますので、実施時期が1年9か月たったときにするか、1年半たったときにしたときに、委員会の組替えにかかって、それが生き目いくかどうかということで、この度のように2年経過したということで考えたわけです。それと私があまり言っははいませんが、より生き目のいくやり方

でやったほうがいいんじゃないかということで、このような修正案を出させていただいたと御理解ください。

山田伸幸議員　メンバーのことを言われるのであれば、4年のうちに二手に分かれて、前期と後期でそれぞれ半分ずつが入ってやれるような仕組みを作ればいいんじゃないかなと思います。そうすると、より全議員が関わることもできるし、深められることができるんじゃないかと思います。

伊場勇副委員長　そのことについても相当熟議していたつもりですが、やはり任期開始にしっかり研修をして学んで、研究して、そこからやはりしっかりそれを基に活動していく期間が必要だと考えました。それが、1年が妥当なのか2年が妥当なのかというところで、やはりツーサイクル、2回、やはりその2年間やった上でのまた検証作業というのが妥当ではないかと考えて、この時期を設定するべきだと思っております。

長谷川知司委員長　ほかに意見はありますか。

藤岡修美議員　今までの議論を総括して、2年ごとの検証が必要だという危機感を持たれている御意見というのは、ここでの議論は私たち新人議員を含めて、基本条例に対する理解が、あらかじめ有志で勉強会をして臨んだわけですが、こんなレベルなのかと思われる節も多々あったかなと思うんですよ。そこは、こういった検証ではなくて、議員の研修で補うべき次元の話かと思います。先日の議員研修会をアドバイザーの江藤先生を招いてやったときに、評価モデルについて、ちょっとなかなか理解が難しいところもあったんですけども、我々がやっている議会基本条例の検証というのも、議会評価が目的なのであって、江藤先生の講義の中で、日本生産性本部から地方議会評価モデルについて説明があったんですけども、議会基本条例の評価というのは、従来の議会評価と定義されているんですよね。その原因は、その評価に当たっての評価基準が曖昧だということで、そう定義づけてある。これがまだまだ取り組まれて

いる状況だと思うんですけども、やっぱり議員の研修、議会評価に対する研修を充実させていけば、基本条例の検証については、今のこの修正案で十分かなという気がしております。

山田伸幸議員 今回、検証活動やってみて、より深く誰もが理解できてきたんじゃないかなと思うんですね。単に研修だったら、果たしてそこまで行くかどうか。そこを危惧しております。やはり、この議会基本条例は全議員がしっかり身に付けて日頃の議会活動に生かしていく、議員活動に生かしていくということが求められていますので、やはりより深く学び、そして実践に生かすといった意味で、この検証活動というのは非常に重要な意義があると思っています。今回、私も初めてこの活動に参加して、数年前にこれを作り上げたときのことをいろいろ思い浮かべることができて、改めて自分たちのやってきたことを振り返ることもできましたので、これは年数を積んだ者にしても、あるいは新人にしても、お互いにいいことができているんじゃないかなと思います。

高松秀樹委員 山田議員の言われた、条例にうたわれている検証のほうが研修よりもしっかり議員が理解できて、議会基本条例がより役立つではなからうかという意見なんですけど、それは単純に研修の方法の問題であって、検証とはちょっと違うんじゃないかなと思っています。あくまでも今回の第34条については、副委員長がおっしゃられた第34条の修正案が非常によくできていて、こういう形で条例改正を図っていけばいいと思います。

宮本政志議員 副委員長の説明で、2年ごとにするのが難しい理由の一つとして委員会の組替えとおっしゃったんですかね。その確認です。

伊場勇副委員長 理由の一つとして、そういう場合が考えられて、今回そういうふうになってしまっているところもあるかなというところで、一つの例として出させてもらいました。

宮本政志議員　そこが、ちょっとよく分からないんですけど、委員会の組替えによって2年ごとが難しいというのを、もう少しちょっと詳しく説明してもらえないですか。

伊場勇副委員長　前期に検証したのが、改選前の9月とか8月とかそれぐらいで検証が終わっているということなんですよ。その後、2年たったというところで、任期開始後1年9か月ぐらいか10か月ぐらいか、たつたところが2年になってしまっているんです、2年ごとという解釈でいけば。当時は、大井委員長が議運の委員長のときにスタートして、再編に掛かってきて、議運のメンバーも変わってしまうところでやっぱり検証がスムーズに行かないだろうという判断があったんじゃないかと思っております。そうすると再編をまたいだ検証はなかなかいろんな不都合もあるかと思えます。なので、ずれ込んでしまうと。それが2年ごとじゃなくなってしまって、それが3年目に突入したというところも、いろいろ状況として起こっていたので、ならば時期をはっきりしたほうが、再編したらすぐスタートするというほうが分かりやすくて取り組みやすいんじゃないかなと思っております。

宮本政志議員　今の説明で分かるところもあるんですよ。ただ、組織の再編の仕組みに対して問題があるということと、2年ごとは難しいんじゃないかっていうところで、何かちょっと整合性が欠けるなというのが正直なところですよ。それと、さっき藤岡議員がおっしゃったのは、要は議員の質が低ければ検証を幾らやっても意味がないんで、研修をしっかりとやって、議員がしっかりこの条例を理解して質を上げて、そうすると2年ごとにせずとも、任期の4年に1回の検証でいいんじゃないかということ受け止めたんですけど、その辺りどうですか。

藤岡修美議員　大まかにはそういうことです。ただ、アドバイザーの江藤先生の研修で、もう議会基本条例の検証自体が古いのではないかという提言

もあり、何かそういったところをしっかりと研修して、そこは議論があってもいいんじゃないかなという気持ちです。（「賛成」と呼ぶ者あり）

河野朋子委員 委員会は2年ごとに変わりますよね。それをちょっと時期的にまたいだからと言われるんですけど、2年ごとにということの時期がいつなのかというのが、前の第34条でいろいろ議論があったんです。今回、問題点とかそういうのがいろいろ見えてきた中で、やはり議会運営委員会において必ずそれをすると決めておけば、4年のうちに議会運営委員会というのは2回、メンバーが替わりますよね。だから、前期の議会運営委員会で必ず検証する、後期の議会運営委員会で必ず検証するという意識を持っておけば、何も問題は起こらないと思うんです。今までそういった意識が曖昧で、2年たったらやらなくちゃいけないというぐらいのもので、その期の議会運営委員会のメンバーで必ず検証をすると決めてしまえば、今の条例を改正する必要はないと思います。現状できていないから4年という発想になるのがすごくちょっと残念であって、議会運営委員会のメンバーで必ずそれを完結させるという意識をこの条例の中に読み込めば、何の問題もないし改正の必要がないんじゃないかなとは思っています。

長谷川知司委員長 条例には、議会運営委員会において行うとありますが、山田議員をはじめ、ほかの人も言われましたように、議会運営委員会だけでなく議員全員でやるということも一つの方法ということも言われました。だから、あくまでも責任は議会運営委員会が持ちますが、特別に検証委員会を作って全員でやるということも考えられるわけです。これは、私がいつまでも議運の委員長じゃないですから、責任を持った言葉としては言えませんが、そのときの議会運営委員会においてどうするかは、そのときそのときで考えられればよいと思うんです。

高松秀樹委員 それやったら条文やり替えざるを得んですよ。今のこの条文では、議会運営委員会で検証すると書いてあるんですよ。だから、僕も委

員長と同じ意見なんです。同じ意見というのは、例えば特別委員会を設置したり、いろんな可能性があったりするほうがいいとは思っているんです。だから今、この条文のままいくと無理やりの話になりそうなので、最初から合意が取れるのであれば、そこの議会運営委員会においてという言葉をどうかしたり削除したりすると、柔軟性が出ますよね。今の議論は初めて出てきた話で、そもそも2年にするか4年にするかという話をずっとして、また意見を聞くとばらばらだったんですね、もう開始して1時間たつんで、換気のための休憩を要求します。

長谷川知司委員長 休憩動議が出ましたので、一応ここで11時5分まで休憩します。

午前10時52分 休憩

午前11時5分 再開

長谷川知司委員長 では、休憩を解きまして、委員会を再開します。再開前の議題でありました第34条の条文の修正について、なかなか皆さんの中で意見がまとまっておりません。これについて、もっと話すべきとは思いますが、この限られた時間の中でこれだけにちょっと集中するというのも困難かなと思いますが、皆様から提案があれば受け付けます。今日は一応これについては、ここまででよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）私からですけど、完全に基本条例の見直しは終わっておりませんが、委員外議員の皆様方にはずっと協力していただいております。それで一応今回の会議をもって、委員外議員はここで解任ということでしょうか。皆さんの意見をお伺いしますが、当然出たければ委員外議員として出ていただくことはいいです。こちらから要請して出ていただくということは、一応もう今回の会議で解任ということで行きたいんですが、よろしいでしょうか。解任がおかしいですか。

宮本政志議員 もう一度確認です。危機対応に関しての部分と第34条の部分
に対して、ちょっともう一度。

長谷川知司委員長 危機対応につきましては修正案どおりとしまして、これに
ついては条例改正が必要ですので、できるだけ速やかに対応していきたい
と思います。それから第34条については意見がまとまっておりませ
ん。これについては、まとまらない場合は現状のままでいきたいという
ことですので、改正は行わないと。

岡山明議員 もちよつと確認させていただきます。危機管理の部分は、結局第
8章に入れるということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、分かり
ました。

宮本政志議員 今日をもって、もう第34条は改正しませんと委員長が決めた
と言われたように思うんですが、それで、もうよろしいということであ
いんですか。第34条に関して議論するのであれば、我々委員外議員は
まだ今日をもってということにならないんで、その辺りをちょっとはっ
きりお聞きして理解したいなと思います。

長谷川知司委員長 私が今まで話をお聞きした中では、まとまりそうにない
という判断をちょっとさせていただきました。それを再度話すには資料な
り根拠を皆さん持ってまた話さないといけませんので、すぐというのは
ちょっと難しいかなと思っておるんです。だから、一応、第34条につ
いては1回これで休止みたいな形でちょっと置いてはと。それはおかし
いですか。

高松秀樹委員 危機管理の部分は、これで改正していこうということだと思
います。第34条は、今日のところの議論はこれでやめておこうという
ところのほうがいいと思いますよ。再度やるしかないんですよ。だって、
意見がまとまらなかったら、このまま行きますという話では、ちょっと

違うと思います。ここは議運なんで、そこはやっぱりとことん話し合うべきだと思います。でも、いずれにしても結論は別にしても、再度第34条をやるということで、委員外議員の皆さんは、乗りかかった船で、第34条の白黒がはっきり付くまでは、そのままおる必要があると思います。

長谷川知司委員長 ちょっと私の趣旨と違ったところがあります。私のちょっと言葉足らずでしたけど、置くというのは、ここで第34条の意見がまとまらなかったら条例改正はしないという意味です。今この時点ではですね。今の時点では上げられない。

高松秀樹委員 議運というのは、やってまとまらなかったから、はい駄目でしたじゃなくて、まとまるまでやればいいんですよ、ある程度。今、最後の最後まとまらないときの話をされるからおかしいんですよ。委員外議員も、それは僕はおってほしいんですけど、意見をもう既に聞いていますので、今後、委員長と議運の委員で、もう委員外議員はいいですよという話になれば出席しなくてもいいんですけど、また引き続きやるのであれば、出席してもいいと思っています。

長谷川知司委員長 高松委員が言われましたように、やはり皆様方も心残りがあると思います。第34条についてするときは案内を出します、委員外議員の皆様。ちょっと私が時期尚早で議会基本条例の委員外議員はこれでどうかと思いましたが、第34条が終わるまで皆さんおっていただいてよろしいですか。

宮本政志議員 それが本来の趣旨ですよ、委員外議員の。

長谷川知司委員長 反対はないようですので、お付き合い願うということで、誠に不甲斐ない委員長采配ですけど、そういうことでよろしく願います。

岡山明議員 委員外のメンバーがおりますけど、ある程度方向性を決めていかないと、ずるずると行きますよ。今回も一緒でしょ。第34条も、もうこれでもう3回目、4回目ぐらいの話になっています。延長戦も3回目ぐらいになっていて、なかなかそういう終結が図れない状況です。この辺は、いつしますかというんじゃないけど、ある程度決着点を決める必要があるんじゃないかと思っています。最終的には議運でそういう方向性をしっかり討議をした上で結論を出すという話を高松委員がされましたし、その途中で、委員外のメンバーも同じような形で入れるという話もありました。まだ形として全然見えていない状況ですから、その辺はある程度、早くと言ったら申し訳ないけど、ある程度の決着の形を皆さんに周知じゃないけれど、ここにおける9人のメンバーと、当然残りのメンバーにも会期中に情報をお知らせする必要があると思います。その辺はある程度急いでもいいと思います。

伊場勇副委員長 なかなかまとまらないということで、取りあえず今日のところの議論は終わるということなんですが、この進め方について、やはりいつ終わるんだと皆さん思われていると思いますので、そこはまた正副委員長と事務局も含めて、議運のメンバーとしっかり組み立てて、皆さんに御案内できたらなと思っています。

長谷川知司委員長 副委員長が申したとおり、一応今日はこれで終わりますが、今後の進め方について、もう1回ちょっと練り直して皆様方に御連絡するということがよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、これで終わります。次、付議事項2ですが、これ以降は、一応基本条例と関係がない……はい、どうぞ。

中村議会事務局議事係長 付議事項2に移る前に、一応ちょっと堅苦しい話になるかもしれませんが、今までは委員外議員が継続で入られるという進め方をおったと思うんですけど、一旦きちっとここで委員外

議員に関しては席から離れていただいて、以後も入られるかどうかは、委員会で再度決定するか、委員外議員から申出によって諮るかという形を取っていただきたいと思います。

長谷川知司委員長 はい、分かりました。一応ここで委員外議員に関係することは、付議事項1で終わりましたので、ここで1回休憩します。それによって、改めて委員外議員の希望を聞きます。ここで5分ほど休憩ということで、15分まで休憩。あと3分ですね。

午前11時12分 休憩

午前11時15分 再開

長谷川知司委員長 お待たせしました。それでは休憩を解きまして、議会運営委員会を再開します。ここで、山田議員から委員外議員の申出がありましたので許可します。どうぞ。(発言する者あり)よろしいですか。(「はい、異議なし」と呼ぶ者あり)では、付議事項2、モニター意見について。資料2を御覧ください。議会運営委員会に関するところは2ページからです。現在4名ということですが、これについていかなもんかという考えです。これについて後ほど付議事項4でもありますように、委員外委員の出席についてということで、この4名ではやはり幅広く意見を聞くというのはちょっと不足しているかなと思いますので、今後できるだけ幅広く意見を聞くような対応を考えたいというような回答にしたいんですが、よろしいですか。返事がないですけど。

河野朋子委員 これは確かに22名の議会として議運のメンバーが4名しかいないというのは、ちょっとかなり異常というか、あるべき姿ではないなというのは、もちろん皆が認識していますが、それを委員長が言われるように、カバーするために委員外議員を活用していくぐらいしか方法がないと思いますので、そのような回答をお願いします。

長谷川知司委員長 では、次に行っていいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、3ページ。9月議会を傍聴してとありました。一般質問が4名ということでありまして、この6月の議会のときは、まだコロナによる動きがどうなるか読めなかったというのが、私たちの実際の本音ですね。ですから自粛という対応を取らせていただきました。12月議会におきましては、コロナ対応が少しずつ見えておりましたので、3密を避けながら一般質問の自粛という言葉を外して再開させていただいたわけです。なぜ多くの議員が、一般質問を取りやめたのでしょうかとありますが、これについては、やはり先ほど申しましたように、コロナそのものの動きが分からない中で、自粛をしたことで、慎重に検討された結果だということに回答したいんですが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では次に、会派令和の解散に伴う議会運営委員会の在り方について。これにつきましては、先ほど河野委員も言われましたように、確かにこの4名が正常だという気持ちは持っておりません。そういうことで、先ほどの回答と同じような回答をさせていただきたいと思います。はい、次に行きましょう。（2）は、新たなルールづくりが必要ではないでしょうかということですが、これについても今後どうするかは検討していかないといけないと思っております。次に、産業建設常任委員会の秘密会の会議録の公開についてということで、これは議会運営委員会とありますが、この（1）をちょっと事務局に確認しますが、議会運営委員会に関係するところを再度言ってください。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 産業建設常任委員会にも担当していただいておりますが、秘密会の会議録の公開については、前回、議会運営委員会で協議していただいております。実際に秘密会の場合の会議の会議録の公開については、産業建設常任委員会というよりも、議会全体としてどのようにするのかというルールづくりを議会運営委員会で協議していただくことになろうかと思っておりますので、回答は、産建も含めて議会運営委員会もという決定になったと思っております。

長谷川知司委員長 皆様方から、これについて意見はありますか。

高松秀樹委員 秘密会の会議録の取扱いについて、議運で協議していなかったですか。産建の中でしたんですか。議運で行って、それを産建に戻したような記憶があるんですけど、違うんですか。

中村議会事務局議事係長 時期は忘れましたが、高松委員がおっしゃるとおりで間違いありません。

高松秀樹委員 つまり、今の件に関して議運は既に結論を出していると認識しています。

長谷川知司委員長 そのときの結論はちょっと勉強不足なんですけど、もし分かれば教えていただけますか。

高松秀樹委員 そのときの議運では、秘密事項を特定して、そこを黒塗りにして公表するという結論に達したと思います。

長谷川知司委員長 そのように回答したということですが、いかがですか。

山田伸幸議員 私が知る限り、一旦黒塗りで公開されたはずなんです。ですが、今は探しても出てこないんですよ。そういう扱いになっているんじゃないでしょうかね。

長谷川知司委員長 出てこないというのは、何がですか。

山田伸幸議員 だから、今は秘密会となって黒塗りで一旦公開したものが、また非公開になっているということです。

長谷川知司委員長 事務局で分かりますか。

中村議会事務局議事係長 山田議員がおっしゃったようになっております。

ホームページからは、落としている状態です。

山田伸幸議員 それは誰がそういうふうな扱いをしたんですか。議長か議会運営委員長がそういう扱いを指示されたんでしょうか。

中村議会事務局議事係長 どなたの判断かというと、どこで誰が落とすという話じゃないかと思うんです、山田議員がおっしゃったのは。議長には相談しておりますが、議長が落とせという判断をしたわけではありません、相談はいたしております。

山田伸幸議員 ということは、ホームページを操作できる事務局で、それをされたということによろしいですか。

中村議会事務局議事係長 そのように受け取っていただいて結構です。

長谷川知司委員長 これはどこまで非公開にするかどうかというのは、まだ不確定ということで落とされたんですかね。そうじゃなくて、何か理由があるんですかね。

尾山議会事務局長 ここに書いてあるモニターさんの意見でありますように、3名のうちの2名がホームページで公表されていたと。残り1名は公表していないという状況の中で、二人分を公表した経緯についても、これは情報公開条例が市にあって、これに照らして、そごがないように対応しようという中でのことでしたけど、情報公開制度にそごがないようにというのが、情報公開条例においては、これこれの情報公表の対象としないという除外規定があって、その中に個人情報や法人情報といったものは黒塗りにして公開するようになるというのがありましたので、そ

の規定を踏まえて、該当するところは黒塗りにして公表したところですが、ところが、3人目をどうするかというときに、ちょっといろんな経緯があって、お二人の弁護士に「法的にどうなんでしょうか」と相談に参りました。会議規則には、秘密会の議事の記録は公表しないと書いています。部分的に公表するとかそういうのはなくて、もう公表しないとしか書いていないわけなんです。それで、会議規則そのものが地方自治法に基づいて作られ定めてあるもの、法律から委任されて会議規則が制定されているものだから、本市の情報公開条例に照らすと、情報公開条例の規定に、法律又は条例の規定により公開する、ちょっと言葉を覚えてないですけど、公開できないとされている情報は非公開となっているんです。弁護士はその規定に当てはまるとおっしゃるんです。個人情報や法人情報のところの規定じゃないですよ、法令により公開することができない情報なんですよと。そういうことになりまして、二つ公表していましたが、そういう話でしたら整合性が取れないので、落としたというところが事実関係です。

山田伸幸議員　そういった判断をされたことが、議会運営委員会にも知らされていない。産業建設常任委員会にも知らされていないんじゃないですか。そういう決定したこと自体が間違いであるという指摘があるならいいんですけど、そういうのもないまま、事務局で相談されて、自ら落としていくと。議会が一旦きちんと決めたことと違うことをするのなら、そういう合法的な理由をきちんと言ってから対処すべきだと思うんですけど、議長にそういう相談はあったんでしょうか。

長谷川知司委員長　先ほど言ったように、議長には確認、報告したということでしたよね。議長から言われますか。

小野泰議長　そういうふうにしましようかというような話がありました。しましようかというか、しましたという話がありました。

尾山議会事務局長　しましたとおっしゃいましたが、私はする前に、弁護士に相談行って、帰ってきてすぐ翌日かな、議長がおられるときに、「相談した結果はこうでした。については、二つについて弁護士のおっしゃることが正しいとすれば、おかしい話になり矛盾が生じますので、二つは落とします」とお話をしたように記憶しております。

長谷川知司委員長　議長の了解を得た上でホームページから削除したということですか。

尾山議会事務局長　いえ、その指示を受けたわけじゃないので、それを了解と
いうのかどうかは、また人それぞれかもしれません。一応お話をした上で、ホームページから削除するよう部下に指示しました。

長谷川知司委員長　これについては、ちょっと産業建設常任委員会とも話した上で、今言われたことも踏まえて回答したいと思います。産業建設常任委員会にもちょっと話をしておきます。

高松秀樹委員　議運決定、議運で決めたことは、秘密会の議事の公表する際には、その秘密性があるところを特定して、そこを黒塗りにして公表しなさいというのが議運決定だったんです。それは、いまだ変化はないはずなんですよ。それで、その変化をもたらすのであれば、再度きちんと協議しなきゃいけない部分です。局長が言われたのは、弁護士にそういう法律部分を相談した結果がそうでしたということだと思っんですよ。それ以上でもそれ以下でもないようなことです。我が山陽小野田市議会の秘密会を開いたときの議事の公表について、議運で決まっていますので、そこを恐らくもう一度きちんとする必要もある。変えれという意味じゃないですよ。異議があるなら、そこは変えないといけないし、そうなる
と、議事録を当初公開していて、そのアップをまた取り下げたという山田議員の発言からすると、そこはもう一遍、元に戻す必要があるんじゃないかなという気がしています。

長谷川知司委員長 高松委員が言われましたように、もし戻すとなれば、それが法律的にどうなのかということも踏まえて、もう1回協議しないといけないわけですね。

高松秀樹委員 これは地方自治法ですか、会議規則ですか、条例ですか、秘密会の議事は公表しないというのは。

中村議会事務局議事係長 会議規則です。

高松秀樹委員 会議規則を見られてそういう発言をされたと思います。それは法曹界の人間の発言は発言で、僕たちも慎重に受け止めればいいだけのことだと思います。ただし、この秘密会の議事の取扱いについては、いろんな本を読んでも、要はその秘密会をやった中の議事が永久に秘密なのかということ、そうじゃない。どの本にももちろん書いています。つまり秘密性が継続する限りということなんですよね。つまり法律の先生の解釈とはやっぱり若干違う形になると思います。今回は議案じゃないんですよ、この秘密会を開いた理由は。秘密会の内容がしっかり委員会の中で審査の材料にされないと、今後の審査に支障を来す可能性も十分あると思っています。そういう意味で、当時議運はそういう決定をしたと。これが議会の決定なわけですよ。そこが一番大事で、そうであれば、ここに書いてあるとおり、参考人を招致したときの委員会の会議録が公表されていませんと書いていますけど、これは公表されるべきなんじゃないかなと思っています。

山田伸幸議員 そもそも今回のこの秘密会というのは、山陽小野田市の重要な案件について審議する上で、参考人の皆さんに来ていただいて証言していただくということなんです。それを全部、秘密会としたがために、一切ほかの議員にも知られないような状況が本当に正しいことなのか。私たちは、市民から選ばれた議員ですので、やはり得られた証言の中で、

これは本当に秘密にせざるを得ないのかどうなのかということを慎重に判断しなくちゃいけない。例えば個人のプライバシーに踏み込んでいるのなら、それは当然考慮すべきだと思うんですが、やはり公の利益かどうかということをしつかりと判断していかなくちゃいけないんじゃないか。その辺が、この議会に付託されている部分ではないかなと思います。全部が全部駄目というのは、ちょっとあまりにもしゃくし定規的な乱暴なやり方ではないかなと思います。

高松秀樹委員 山田議員の発言に若干補足しますが、ほかの議員が会議録を見られないかと言ったら、これは見られるはずですよ。回覧もちゃんとできるはずですので、そこは問題がないと思います。市民の皆さんが言ってきたのは、そのほかに公表されていないということなんで、そこをきちんとルールを作っているのに履行されていない。なので、何でですかというところをしつかり議論してほしいということだと思います。若干、ちょっと難しい案件といえれば案件なんです。それを決めればよいと思うんですよ。実は産建は困っているんです、私は産建の委員なので分かるんですけど、どうしようかと困っています。それで産建で判断できないから、もう一遍議運に戻しましょうという話になったはずなんです。議運で同じ結論を出してきたら、これは非常に簡単な話で、委員会の中で、こういう形で会議録を公表しますと議決したらそれで終わりだと思っています。ただし、公表した場合に相手方がどういう行動を取るか、これは別問題です。我々は議会なんで、そこをきちんと決めたら、産建もそういう手続を取ってやるということだと思います。

長谷川知司委員長 ただ、それを議運で決めるに当たっては、それなりのやっぱり知識がまだ要ると思います。今ここで結論を出せないのも、ちょっとこれは……

高松秀樹委員 「議運で決めるに当たっては」って、議運は既に1回決めたんですよ。次までに、事務局は是非そのとき議運がどういうふうになんかを決

めたかというところを、議事録じゃなくても会議録じゃなくてもいいですから、その結果のところを委員の皆さんに配布していただきたいと思います。

長谷川知司委員長 それをもってちょっと、皆さんちょっと調べないといけないと思います、いろんなことを。そういうことで、ちょっと回答は今回出せません。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それから、次は御意見ありがとうございますでいいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）次は、もうないですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

中村議会事務局議事係長 すみません、今日は、今のこの部分について議論していただく予定でモニター意見を出しています。次は、議会の考えと対応ということできちんと紙に記載したものを、先ほどの保留のところ以外をきちんと記載するという手続をきちんと踏みたいと思います。

長谷川知司委員長 では、次に行っていいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）付議事項3、継続審査と自由討議の在り方について。これについて、副委員長何か…いや、付議事項3ですよ。（「吉永さんと岡山さん」と呼ぶ者あり）今、持っているのは付議事項の3ですね、継続審査と自由討議の在り方について。これについて副委員長がちょっと調べております。

伊場勇副委員長 すいません。前回、いろんな御意見を頂いて、一応正副委員長でまとめてということをお言われたので、その在り方についてまとめさせていただいたところを申し上げます。一応その在り方ということで改めて、目的や開始する手順などもお話しさせていただきたいと思います。目的はいろいろな捉え方がありますが、一つに、論点の整理等により議員間の理解を深め、またそれを公開することで、議会の説明責任を果たすというところもあると思っています。場所は本会議又は委員会で行うと。議題としては、議案及び市民が提出する請願又は陳情についてです。開始に当たっては、本会議においては議長又は委員からの動議により開

始し、委員会においては委員長又は委員からの動議により開始します。自由討議の発議ですが、自由討議の発議をするときは討議の趣旨、目的をしっかりと明確に示すことが必要です。また討議の手順ですが、討論の前に行くということ、そして質疑中若しくは質疑終了後に行くということとあります。質疑終了後に行くということもありますが、本議会では、質疑中に行ってもいいということを確認していただきたいなと思っています。また市長及び執行部の出席要請にあります。議長と委員長が必要に応じて、臨機応変に行くということだと思います。また委員や議員の発言ですが、自らの意見や考えを積極的かつ丁寧に述べるとともに、他の議員や委員の意見に対しても真摯に耳を傾け、討議を尽くして論点を明確にし、最適な結論を導き出すように努めるということが必要だと思っています。自由討議については以上です。

長谷川知司委員長 自由討議について副委員長から報告がありました。質疑中又は質疑終了後に行くがありました。ここは委員長の采配でいいんじゃないかなと思いますが、いいですかね、それで。

伊場勇副委員長 ちょっと確認したいところがあって、質疑終了宣言をした後に自由討議を行って、ただそこで新たな論点、質疑をする事項が出たときには、他市議会はその後に、「ただし、議長等が必要と認める場合はこの限りではない」というように定めているところもあるんです。なので、質疑に戻ってはいけないということはないように思っていて議長、委員長等の判断で、もし必要があれば、質疑を終了したといえども戻ることも必要で、質疑を行ってもいいんじゃないかと思っています。

高松秀樹委員 前言ったのは一般ルールの話で、質疑を終結宣言した後に戻れませんよという話なんです。それが基本ルールですから、例外ルールを出されてね、いや、こういうこともありますよという運営は、やっぱり、委員長として——委員長というのは、伊場副委員長じゃないよ、委員会の委員長としてはやっぱりふさわしくない運営だと思いますので、

そこをきっちりやっぱり皆さんにお知らせする必要があります。それでもめたんですから。

伊場勇副委員長 であれば、しっかりこの自由討議については議会として要綱を決めているわけではないですので、一般的なルールを重んじて、質疑中に行うということが基本的には望ましいんじゃないかと。そういう方向性でいいかなと思います。

長谷川知司委員長 質疑中に行うということですね。ですから質疑を終了しないで行うということですね。それをやはり皆さんにお知らせするということですね。継続審査はどうでしょうか。

伊場勇副委員長 継続審査の在り方については、委員会等は付託された事案の審議を会期中に終え、結論を出さなければならないとありますが、やむを得ず資料などが足りない、情報がまだ不十分である、例えば会期中に参考人招致をする時間をなかなか設けることができないという場合は、会期中に結論が出せないその理由等々を市民に分かりやすく、明確にするように努めることが必要だと思っています。以上です。

長谷川知司委員長 やはり中継されていますので、議員だけじゃなくて市民の方にも疑問を持たれないような説明をして、継続なら継続ということを委員長がされるということですね。

高松秀樹委員 そもそも継続審査は、何が問題になって、ここの議題に上がっているんですか。

長谷川知司委員長 たしか、議会中で日にちも時間もあるのに継続にしたことで、次の議会まで何もしないのはおかしいんじゃないかということだったと思います。

高松秀樹委員　そうであったら、副委員長が朗読されたものにその部分が入っていましたか。（「はい」と呼ぶ者あり）ああ、本当。ならいいです。

長谷川知司委員長　ほかにはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、そういうことで、継続審査とする場合には、より丁寧な説明をして行くと。付議事項４、委員外議員の出席について。これは事務局に確認しますが、先ほどの委員が４人しかいないことに対しての話をしてくれということですかね。

中村議会事務局議事係長　はい、そういうことです。これまでの議運の中でもその話が出たような記憶があります。今後の運営をどうするのかというところですよ。

長谷川知司委員長　まず皆さんから意見があればお聞きしたいと思います。ただ、この状態が正常ではないという御理解は共通認識だと思います。

高松秀樹委員　従来から委員長が申されているとおり、委員外議員を要求して、この前は３人が適当ではないのかという話でしたので、それに賛同します。

長谷川知司委員長　いいですか。その選任等については委員長と副委員長に方法等を任せていただくということによろしいですか。

山田伸幸議員　先日アンケートが来ましたよね、この問題で。あの結果はどうだったんですか。

中村議会事務局議事係長　すいません、まだ全員から返事を頂けておりません。（「締切りは」と呼ぶ者あり）昨日です。

長谷川知司委員長　これについては、早めに皆様に御報告できるようにしたい

と思います。

矢田松夫副議長 個人的な意見じゃないから、いいよね。委員長が選任すると言いましたよね、委員外議員を。基本条例のときの委員外議員は、どうやって選んだんですか。その選んだ根拠は旧会派からという選び方ですか。どうだったですかね。（発言する者あり）というのは、例えば今委員外議員にノミネートされていない人だっておるわけよね。今ずっと委員外議員が出ているんだけど、議論の一貫性が必要と思います。また次に出てもらうために。しかし、結果として委員外議員は、採決に加わらなくていいというのがあるわけですね。であれば、私は今出ている人がAグループなら、残りの人がBグループというようになれば、そういうことも考えられるんじゃないかと思って。意味が分かりますか。委員外議員を選ぶ根拠がなく、全体の議論を求めることが目的ならば、残った人も委員外議員の対象にもなるべきものじゃないかなと思います。思うだけです。以上です。大した意見ではないですけど。

長谷川知司委員長 これ、アンケートのやり方は。

中村議会事務局議事係長 一応3人ぐらいを目安というのは先ほど出たと思います。3人の根拠も、なかなか難しいところじゃないかなと思います。副議長がおっしゃった幅広く全員の意見をというところのスタンスから考えて、現在会派に所属していない議員が10人いらっしゃいますが、その10人全員にメールを送らせていただいております。

長谷川知司委員長 その10名の方から意見を聞いて、その意見を基に委員長と副委員長で案を作っていくたいと思っております。

中村議会事務局議事係長 基本条例の委員外議員については、議長も交えてきちんとお話をされているはずですので、その辺りきちんとというか上手にというか、3人選んでいただければよろしいかなと思います。

高松秀樹委員 そのアンケートというのを見ていないんですけど、どういうアンケートを取られたんですか。

中村議会事務局議事係長 アンケートといってもそんなに難しいものではなくて、今後の議会運営を考えて、議会運営委員会に常時出席していただきたいということです。それで、現在、御意思があるかの確認を取るためのものです。

高松秀樹委員 締切日は過ぎているということですけど、アンケートを取って、委員外議員になりたいという人は何名いらっしゃったんですか。

中村議会事務局議事係長 返信が来ている中で、はっきり意思があるのは2名だけです。それ以外の方はまだ返事を確認していませんでした。ちょっと今朝ばたばたして朝のメールを確認しておりません。すいません。

高松秀樹委員 複数名、つまり3名以上出たいという人が出たときとか、アンケートを取って出たいという人と委員会が出席を要求する人が違う可能性もあるとか、いろんな問題が考えられると思いますけど、最終的に今回の委員外議員は、委員会が出席を要求する委員外議員だと理解しております。そのときに出席を要求された議員が断ることはできるんですか。

長谷川知司委員長 そこまではまだちょっと考えてないんじゃないかなと思うんですが、どうですか。

中村議会事務局議事係長 すいません、ちょっと調べていませんでしたので、お答えができません。申し訳ありません。

長谷川知司委員長 結果を見てまた皆さんと話したいと思います。付議事項5、会派について見直しのお願いのついて、資料3。現在3名以上をもって

会派とするようにしておりますが、会派人数を2人にしてはどうかという意見が出ております。すみません、検討してくださいということで、2人ということには限っておりませんでした。この中には、上から3行目、会派人数や議会運営委員会への出席要件について、これといった議論もないままとなっております、と書かれています。参考資料が付いておりますが、会派人数が3人なのは、下関市、萩市、山陽小野田市ですね。山口市は、会派は2人ですけど議運への参加は3人に1人となっております。2人会派は代表者会議で決定となっております。要するに、会派と議会運営委員会への参加は違うということにしております。事務局にお聞きしますが、議会運営委員会のメンバーの数について、うちの場合は22名ですけど、大体、文献あるいはほかの事例から見て、半数では多いとか、あるいは3分の1がいいとかというのがあれば教えてください。

中村議会事務局議事係長 半数とか全員とかでは、議会運営委員会で議会全体の運営を考えていく上では多いであろうというのがありました。ただ、もっと小規模の人数の議会、その場合は全員ということもあろうという書き方がありました。あともう一つは、おおむね常任委員会の定数並みという言い方がありました。つまり本市でいうと、一般会計を除いて3常任委員会が7人ですので、イコール議運も7人と考えると、現在の3人の会派から議運には3で割った数の整数の部分が出てきており、委員外議員の人数は、本市としては大体整合しているのかなと思います。

長谷川知司委員長 そうですね。議運のメンバーとしては、今、7名ぐらいが望ましいんじゃないかということですね。今うちが3人に1人で、議運選出を認めているのであれば。この見直しのお願いについては、あくまでも議運の出席ということも含めて考えていらっしゃると思いますので、次回までによく考えておいてください。これは持ち越します。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、次に要望書が出ております。これについて、資料4。付託先を決めましょう。

中村議会事務局議事係長 これまで何度もありましたけれども、陳情・要望については、通常定例会で取り扱うものを至急の案件ということで議長から諮問がありましたので、本日出しております。調査委員会の決定をお願いしたいと思います。

長谷川知司委員長 調査委員会について、皆様から意見がありましたら。

伊場勇副委員長 これは、コロナ感染症対策特別委員会だと思います。

長谷川知司委員長 よろしいですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）では、これで資料6まで終わりました。7、その他。事務局から何かありますか。

中村議会事務局議事係長 ありません。

長谷川知司委員長 委員の皆さんから何かありますか。ないですか。（「はい」と呼ぶ者あり）議長、副議長、何か。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、これで第55回議会運営委員会を閉じます。どうもお疲れ様でした。

午前11時57分 散会

令和3年（2021年）1月29日

議会運営委員長 長谷川 知 司